

公の施設に係る指定管理者評価表

1 施設の概要

所管課	教育部 生涯学習課			
対象施設	施設名	大田原図書館 /黒羽図書館 /湯津上図書室		
	所在地	大田原市中央1-3-15/堀之内656-1/湯津上5-1081		
指定管理者	名称	株式会社図書館流通センター		
	所在地	東京都文京区大塚3-1-1		
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日		年数	5年
選定方法	公募	評価実施年度	令和7年	1年目

2 利用実績等

実績の内容(単位)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入館者数	(大田原)	(人)	179,019			
入館者数	(黒羽)	(人)	22,435			
入館者数	(湯津上)	(人)	8,043			
入館者数	(移動)	(人)	-			
図書資料貸出数	(大田原)	(冊)	288,412			
図書資料貸出数	(黒羽)	(冊)	39,845			
図書資料貸出数	(湯津上)	(冊)	4,714			
図書資料貸出数	(移動)	(冊)	-			

3 収支の状況(対象年度の決算)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	前年比(%)
収入(円)							
	指定管理料	136,007,000					-
	利用料金	28,330					-
	自主事業	3,600					-
	その他	0					-
合計 A		136,038,930					-
備考 ※評価実施年度の「その他」の収入の主なもの		利用料金：複写手数料 自主事業：グッズ販売					
支出(円)							
	事業費	33,575,584					-
	管理費	26,648,808					-
	人件費	65,893,325					-
	自主事業	1,829,884					-
	その他	8,091,329					-
合計 B		136,038,930					-
収支状況(円) A-B		0					
備考 ※評価実施年度の「その他」の支出の主なもの		事業費：資料購入費、使用料 管理費：事務費、施設管理費、諸経費のうち本社管理費 その他：諸経費のうちの消費税及び地方消費税					

4 所管課による評価

分類	評価項目	チェック項目		評価点
総則	業務従事者要件	■	業務執行体制（各業務、作業責任者等）が明確になっているか。	3
	報告書提出	■	事業報告書は不備なく提出されたか。	2
	意思疎通	■	市と指定管理者で十分な打合せを行い、業務を遂行しているか。	3
	各種管理記録等の整備保管	■	業務計画書・業務日誌・出納管理帳簿及び点検・修繕・事故等の記録を整備し、保管しているか。	3
	非常時、緊急時等の対応	■	対応マニュアル（連絡網含む）が整備、保管され、マニュアルに基づき措置を講じたか。	3
		■	トラブルやクレームに対して、適切に対応しているか。	
		■	事故等が発生した場合、報告書が提出されたか。	
収支状況	適正な収支状況	■	予算に対して適切な決算状況となっており、収入と支出のバランスが取れているか。	3
	事業コストの適切な見直し	■	支出の内容を振り返り、事業に支障が生じない範囲で経費の節減に努めているか。	3
	修繕費の適切な執行	■	協定で定められた修繕費については計画的に執行し、余剰金が生じた場合は市へ返還しているか。	3
建造物保守管理	法定点検	□	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	
		□	修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	□	修繕工事は適切だったか。	
設備・備品保守管理	取扱説明書	■	機器等の取扱説明書が整備・保管されているか。	3
	法定点検及び定期点検	■	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	3
		■	修理、更新が必要な場合等の報告を適切に行っているか。	
	修理	■	修繕工事は適切だったか。	3
外構施設保守管理	保守点検	□	法定点検は、内容、時期、資格者等法令基準に基づき実施されているか。	
		□	修理、更新等が必要な場合の報告を適切に行っているか。	
	修理	□	修繕工事は適切だったか。	
清掃業務	清掃	■	清掃は適切に行われているか。	3
警備業務	防犯及び防災	■	業務が仕様書や計画に基づいて実施されているか。	3
		■	マニュアルは作成されているか。	
		■	マスターキー等の管理は適切か。	
		■	管理システムの対応は適切か。	

施設利用案内	行事開催案内等	■	パンフレット等は整備されているか。	4	
		■	ホームページは見やすく、適宜更新されているか。		
		■	提案された事業は行われたか。		
	機器の管理	■	施設内の機器の操作研修を行う等、適切に管理できる体制の構築に努めているか。	3	
情報の管理	情報公開及び個人情報の保護	■	情報公開の取組及び個人情報の管理は適切に行われているか。	4	
その他	その他	□	(その他施設の特性に応じた評価項目)		
合計点数		点数	49 点	100点満点に換算した点数	61 点
		満点の点数	80 点		

(1) 各評価項目の評価点の基準

- 5点（協定、事業計画等に対して特に優れた項目）
- 4点（協定、事業計画等に対して優れた項目）
- 3点（協定、事業計画等を満たした管理の項目）
- 2点（協定、事業計画等の水準を満たしておらず、改善を要する項目）
- 1点（直ちに改善の指示を行うべき項目）
- 0点（以前の改善の指示に基づく改善がされていない項目）

(2) 合計点数（100点満点換算後）の評価基準

- 100点～81点（優良：特に優れた水準の施設管理を行っている。）
- 80点～61点（良：優れた水準の施設管理を行っている。）
- 60点～41点（標準：協定、事業計画等の内容を満たした施設管理を行っている。）
- 40点～21点（要改善：全体的に施設管理の水準を見直すべき状況。）
- 20点～ 0点（不適切：指定の取消し又は業務停止命令を検討すべき状況。）

(3) 各項目において1点又は0点の評価がある場合は、合計点数の評価基準にかかわらず、指定の取消し又は業務停止命令を行う場合がある。

(4) 指定管理者からの報告及び職員による立入調査に基づき、各項目のチェックを行うこと。

【管理・運営の成果、評価が低かった項目等、年度内の総括】

施設の管理運営については、おおむね良好である。

（総則）

報告書類については提出期限を守り、記載には正確を期されたい。

（設備・備品保守管理）

修繕は適切に行われている。経年劣化による修繕等、今後も軽微なうちに対応されたい。

（警備業務）

災害時の緊急連絡体制で的確な初動対応をしている。

【指導助言及び改善の指示の内容】

- ・トラブルやクレームに対して適切に対応し、スタッフの身の安全を守ること。
- ・令和8年度からの新事業である移動図書館や、その他自主事業について、新たなプラットフォームとなったホームページを生かし、開催案内等に工夫を凝らし、図書館の利用促進を図ること。